

平成26年6月20日

食肉等の生食に関する対応について（案）に対する修正意見

一般社団法人 日本フードサービス協会
加藤 一隆

「食肉等の生食に関する対応について（案）」9頁

5. 今後行うべきリスクコミュニケーション、その他留意すべき事項
8行目、「なお、既に規格基準が設定されている牛肝臓については、」の部分を、次に修正されたい。

[修正案]

「なお、既に制定されている生食用食肉（牛肉）等に関する規格基準についても、食肉等の関連事業者の取組や食肉の衛生管理に関する新たな知見に応じて必要な見直しを行うとともに、」

[理由]

「食肉等の生食に関する調査会」の役割は、「消費者の認識や食肉等の関連事業者の取組等も踏まえつつ、公衆衛生上のリスクの大きさ応じた規制のあり方」について検討するものであり、新たな規制のあり方を検討するとともに、既にある規制についても必要なレビューを行うことが求められる。

この場合、実験的なリスクの再現ではなく、と畜から消費者に提供されるまで、食肉流通の各段階における衛生管理の実情を踏まえたリスクを客観的に評価する必要がある。